

2021年6月7日より有効

本標準規約は、3D Systems, Inc (以下「3D Systems」) が顧客 (以下「お客様」) に販売する機器 (以下「機器」) または材料 (以下「材料」) に関する提案書や合意書および/または発注書に適用されます。本規約は、関連する提案書や合意書および/または発注書と共に、両当事者間の完全合意 (以下「本契約」) を構成するものです。

- 1. 一般条項** - 本契約は、3D Systems の機器、材料の売上、および販売時に機器に含まれ、お客様に対する本契約の文面に一覧表示される関連する占有のコンピュータープログラムや関連情報 (以下「ソフトウェア」と総称) の 3D Systems のライセンスを統制するものです。お客様は、お客様の仕様に基づいて、機器、材料、ソフトウェアを選択しています。お客様は、機器には再生材料 (新品同様の性能や機能を発揮するように使用され、再調整されるコンポーネントまたは材料を含みます) が含まれている可能性があることを了承するものとします。再生材料が使用されていることについては、本契約の文面上や機器固有のラベルで明らかにされる可能性があります。一方の当事者が本書に記載されている事項以外の事項が本契約に含まれていると判断した場合、両当事者は、(a) 本契約の先頭にそのことを記載して承認するか、または (b) それらのコピーまたは説明を本契約にホッチキスで留め、署名する前にそれらに頭文字で略式署名をするものとします。これらの方法が取られない限り、それらは機器やソフトウェアのライセンスの購入に関する本契約の一部として含められないものとします。お客様が本契約 (またはその修正版) に署名した後、3D Systems の役員または権限を与えられたその他の被指名人によって署名がなされた時点で、本契約は拘束力のある契約になります。
- 2. ソフトウェアライセンス** - お客様は、ソフトウェアのインストール中にコンピューターの画面に表示されるライセンス (「クリックスルー」ライセンスとよく呼ばれます) に含まれる規約に従ってソフトウェアがお客様にライセンスされることを認識し、同意するものとします。お客様と 3D Systems は、ソフトウェアに含まれているクリックスルーライセンスの規約が、本契約で全体が規定されているもののように、参照することにより本契約に含まれることに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアに含まれるクリックスルーライセンスの規約に拘束されることに同意するものとします。当該のクリックスルーライセンスを生成しているソフトウェアが、お客様の従業員や 3D Systems のどちらかがインストールしている場合でも、お客様が使用できるように独立請負業者がインストールしている場合でも、関係ありません。3D Systems は、当該のクリックスルーライセンスのコピーをリクエストベースでお客様に提供します。
- 3. 材料の使用** - お客様は、3D Systems が販売する材料について以下のことを行わないことに同意します。(i) お客様による使用や再販を目的とするお客様による他の材料との混合、ブレンド、再パッケージ。(ii) お客様により変更を加えた後の使用。お客様は、3D Systems の書面の同意を得ずに部品を作成するために材料を使用した場合、当該の部品が 3D Systems が販売する材料以外の材料のブランドで作成されていることについて、お客様はプロモーション、広告活動、ならび他の表明を行わないことについても同意するものとします。これらの条項に従わない場合は、以下に記載する関連の保証が無効になるものとします。
- 4. エンドユーザに対する制限** - お客様は、銃器を製造するために 3D Systems の機器、材料、ソフトウェアを使用しないことに同意します。この条項は 27 連邦規則集 (CFR) 478.11、サブパート B で定義されていて、米国政府や州の関係当局の必要な承認なしに効力を有します。これには、アメリカ合衆国国務省、アルコール・タバコ・火器及び爆発物取締局、他の適切な政府当局が含まれますが、これらに限定されません。お客様は、3D Systems が販売する機器、材料、ソフトウェアの使用について全責任を負うことにも同意するものとします。これには、銃器を製造するための機器、材料、ソフトウェアの不正な使用の防止も含まれます。
- 5. 保証**
  - 機器** - お客様の機器の各 3D プリンターの保証 (<http://infocenter.3dsystems.com/product-library/products> で確認できます) と一致していて、3D Systems や認定サービスプロバイダーは求められた場合に機器の修理や交換を即座に行い、引き渡しの際や保証期間中に商品に欠陥がないようにします。危険負担の移転のために、本契約やマニュアル、3D Systems が提供する情報が記載されているマーケティングや他の資料、3D Systems の Web サイト ([www.3dsystems.com](http://www.3dsystems.com)) に記載されている仕様を満たしている場合、機器では欠陥が生じません。通常の消耗部品、異常な使用方法や状態 (暴動、洪水、誤使用、過失)、3D Systems や認定サービスプロバイダー以外の人による不適切な保守) により保証期間中に必要になる修理、機器で適合性のない材料、承認されていない材料、ライセンスされていない材料を使用したことにより保証期間中に必要になる修理は、本保証から除外されます。それぞれの 3D プリンターの保証で別途規定されていない限り、機器の保証期間は 1 年間で、運送業者 (F.O.B.は 3D Systems の工場) へのと引き渡しが行われた日、あるいは設置が行われた日のどちらか早い日から 30 日後に開始されるものとします。ソフトウェアに関する保証の条項は、ソフトウェアにあるクリックスルーライセンスに含まれています。機器の特定のコンポーネントに別途異なる保証が適用されることがあります。これには、本契約の文面に記載されているイメージャが含まれますが、これに限定されません。
  - 材料** - 3D Systems が販売するすべての材料は、当事者が相互に合意した仕様に準拠するように保証されています。お客様が材料を受け取ってから 30 日以内に、材料が当該の仕様に準拠していないことを特定した場合、お客様は当該の材料のサンプルを 3D Systems に引き渡して、テストさせるものとします。3D Systems は、当該の材料のテストを 5 営業日以内に完了するものとします。材料が合意した仕様を満たしていない場合、3D Systems は独自の選択により、次のことを行うものとします。(i) 当該の材料を当該の仕様を満たす材料と交換。(ii) 当該の材料の返品を受け入れ、金額の払い戻しを実施。
- 前述の保証は、明示的か黙示的かを問わず、他のあらゆる保証 (商品性および本来の目的または特定の目的に対する適合性の保証を含むが、これらに限定されない) に代わるものです。他の各保証に関しては、3D Systems は本契約で否認します。
- 6. 賠償責任の限定** - 3D Systems は、理由にかかわらず、結果的損害懲罰的損害、または付随的損害 (利益の損失または従業員の時間の損失など) に関して、お客様に責任を負いません。いかなる場合においても、本契約に基づく、またはお客様などによる機器の購入、リース、ライセンス、使用から生じる 3D Systems の法的責任または義務 (あるいはこの両方) は、機器の購入価格を超えないものとします。ソフトウェアに関する法的責任の制限は、ソフトウェアにあるクリックスルーライセンスに含まれています。
- 7. 設置とサービス** - 3D Systems は、本契約に別途規定がない限り、機器を設置し、保証期間中に機器を良好な動作条件に維持するために必要な修理メンテナンスや予防メンテナンスを提供します。3D Systems は基本的な設置場所の情報を提供することがあります。お客様は、機器の設置前に、設置場所を適切に準備する責任があります。3D Systems はお客様と、設置場所の準備に関して追加の質問や問題について、タイムアンドマテリ



3D SYSTEMS®

3D SYSTEMS, INC.

標準規約

2021年6月7日より有効

アル方式でお客様と相談します。3D Systemsには当該の相談に法的責任を負わないものとします。本契約の文面で指定されている設置の費用に加えて必要に応じて、お客様は特別な処理費用を確保して、支払うものとします（これには、設置場所の準備費用すべて、ならびにストレージ、ドレージ、クレーン、建物の改造、他の類似の費用すべてが含まれますが、これらには限定されません）。設置および修理メンテナンスや予防メンテナンスは、通常の営業時間内に3D Systemsや権限を与えられた被指名人により実施されます。3D Systemsとお客様は、お客様のセキュリティの要件を満たすために協力しますが、機器へ自由に全面的にアクセスすることができるようにします。お客様は、修理メンテナンスや予防メンテナンスのため、あるいは設置のためにコンピューターの時間を確保し、その際3D Systemsに費用を求めません。設置や修理の目的を果たすためにお客様の施設で3D Systemsの従業員または3D Systemsによって指名された人物の過失によって損害が発生した場合、3D Systemsは責任を負うものとします。

8. **権利、損失のリスク、引き渡し** – 引き渡しのスケジュールを守れない状況が発生した場合、引き渡しの遅延、あるいは遅延を通知できなかったことで発生するいかなる損害または違約金についても3D Systemsは責任を負いません。しかし、3D Systemsは遅延を通知するためにあらゆる合理的な努力を払います。遅延は解約の理由として認められないものとします。引き渡しにより実際の出荷日にEx Works（工場渡）が生じ、出荷時に権利および損失リスクがお客様に移転します。本契約の文面で別途指定がない限り、送料と保険料は事前に支払われ、請求がなされます。
9. **支払い** – 本契約に別途規定がない限り、支払条件は次の通りとします。20%が返金不可能な保証金、他の70%が機器の出荷準備が整った通知を受け取った際（出荷前）、10%が出荷後30日以内となります。期限経過勘定については、お客様は月当たり1-1/2%の金利で（法定最高金利の方が低ければ法定最高金利で）利子を払うものとします。お客様は、売上税または使用税の免除を要求する場合、「発送先」に指定した場所の免税証明書、直接支払証明書、または再販証明書のコピーを3D Systemsに提供するものとします。
10. **特許** – 誰かが特定の機器またはソフトウェアが米国、欧州連合、または日本におけるその人物の特許、著作権、企業秘密、またはその他の所有権を侵害していると申し立てる場合、お客様がその申し立てを書面で3D Systemsに迅速に通知し、かつ3D Systemsが訴訟の弁護を引き受けることを認める場合、3D Systemsは結果として生じる損害、判決、または和解（費用と合理的な弁護士料を含む）からお客様を補償し、免責します。弁護を引き受ける場合、3D Systemsは訴訟代理人を選ぶことができ、その問題における弁護や問題の解決を行う独占的権利を有するものとします。3D Systemsは、同等の侵害していない機器やソフトウェアを代用するか、機器やソフトウェアを変更する（この場合でも仕様を満たす必要があります）ことで、侵害しないようにし、お客様が機器やソフトウェアを仕様し続ける権利を確保できるようにすることができます（すべて3D Systemsのコスト負担で行われます）。上述の内容が実施できず、使用の継続が禁じられている場合は、お客様から機器やソフトウェアを元の購入価格で購入することができます。この際、元々お客様に引き渡されたときに機器の3D Systemsの最安値の標準的リース料金やレンタル料金でそれを使用するため設定される合理的なレンタル料金よりも少なくなります。この補償は、3D Systems以外によって行われる機器またはソフトウェアの変更や、お客様が追加した他のデバイスとの併用に起因する申し立てには適用されません。
11. **機器とソフトウェアの担保権** – お客様は3D Systemsに対して引き渡されるすべての機器とソフトウェアに関して最優先の担保権を設定することを許可しています。当該の機器やソフトウェアに対する全額の支払いが3D Systemsにより受け取られるまで設定されます。お客様は本契約により、3D Systemsに保護のためのファイナンスや類似のステートメントを確保する権利を付与し、3D Systemsのすべての機器とソフトウェアについて担保権を確認し、記録できるようにしています。
12. **輸出コンプライアンス** – お客様は、米国、EU、そして他の適切な輸出管理法および規制に完全に準拠している場合を除き、いかなる機器やソフトウェアも直接的または間接的に輸出、再輸出、またはその他の方法で引き渡してはなりません。これらの義務は、本契約の終了後も存続するものとします。さらに、お客様は、アイテム、テクノロジー/技術のデータ、および/またはサービスが、次の目的に使用されないことに同意するものとします。軍事または防衛の用途、あるいは軍事のエンドユーザーにおけるデザイン、生産、組立て、テスト、操作、統合、設置、点検、メンテナンス、修理、分解修理、改修。中華人民共和国、ベネズエラ、ミャンマー、ロシア、および米国規制744.21 補足2に記載されている国、州、省の軍事のエンドユーザーのため。3D Systemsより入手する製品、ソフトウェア、および/またはテクノロジーは、UN、EU、OSCEが禁輸措置を講じている国や地域に再輸出、販売、その他の再販、移転を行わないものとします。そのような行為は、デュアルユースアイテムの輸出、移転、ブローカー、トランジットをコントロールするコミュニティの体制を設定している理事会規則（EC）No 428/2009の禁輸措置の条項に違反する販売や移転になります。お客様は、3D Systemsから受け取ったアイテムの販売、移転、輸出、再輸出を行い、次のような活動に使用しないものとします。核爆発の活動、保護されていない核活動、核燃料サイクルや原子力推進の活動といったもの。また、化学兵器、生物兵器、ミサイル、ロケットシステム、無人航空機（UAV）の設計、開発、生産、備蓄、使用。
13. **不可抗力** – 両当事者は、合理的な制御を超えた状況に起因する本契約の義務の履行遅滞に関し、他方に対して責任を負いません。このような状況には、反乱、騒擾、暴動、戦争、内乱、国家緊急事態、ストライキ、洪水、地震、禁輸措置、材料や輸送の確保不能、天変地異、両当事者の合理的な制御が及ばない、自然や政府当局によって引き起こされる事象などがありますが、これらに限定されません。
14. **可分性** – 本契約のいずれかの条項が無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、そのような無効性、違法性、または法的強制力の欠如にかかわらず、本契約とその他の条項は効力を持ち続けるものとします。その際、両当事者は、無効または法的強制力のない条項の経済的利益に可能な限り近い、有効で拘束力と法的強制力のある代替条項に同意するものとします。
15. **紛争解決** – お客様および3D Systemsは、本契約、または本契約の履行または違反に起因または関連する論争、請求、または紛争については、交渉による解決に努めるものとします。通知から30日以内に交渉によって解決しない主張については、米国仲裁協会が商業仲裁規則に基づいて運営する仲裁によって解決されるものとし、その仲裁判断は管轄権を有するいずれの裁判所からも執行判決を得ることができます。審理は、3D Systems本社に最も近い米国仲裁協会事務所で行います。
16. **その他** –
  - A. 本契約は、法条項間の矛盾・衝突に関係なくニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。



**3D SYSTEMS**

**3D SYSTEMS, INC.**

標準規約

2021年6月7日より有効

- B. 3D Systems およびお客様は、本契約に適用されるすべての法律を遵守するものとします。
  - C. 本契約に基づくすべての通知は、書面で受領した時点で効力を有します。お客様および 3D Systems への通知は、本契約に記載された住所に送付するものとします。
  - D. 本契約の変更は書面でなされ、両当事者の署名を必要とするものとします。
17. **完全合意** - お客様は、本契約を読み、かつこれを理解した上で、その条項に拘束されることに同意したことになります。さらに、お客様は、本契約とソフトウェアに含まれているクリックスルーライセンスが合意の完全かつ唯一のステートメントを記載していることを表明し、同意します。これには、当事者間を統制する規約が含まれ、これはあらゆる提案書、発注書を含むお客様の下位文書の印刷物、口頭あるいは書面の合意、お客様の一般取引条件、本契約に関連する当事者間のすべての他のやりとりより優先され、それらに取って代わります。